

学級担任の先生・社会科の先生に『税』の話題を提供！

くらしを支える税

第1号

平成22年3月1日
北見税務署

発行にあたって

租税教育につきましては、日ごろから格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当署では、児童・生徒に直接ご指導されている学級担任教諭の皆様や社会科等を担当されている教諭の皆様に対して、税に関する情報や各種教材の紹介など、授業に役立つ情報の提供を目的として、「くらしを支える税」を発行させていただくこととしました。

この「くらしを支える税」が、少しでも皆様のお役に立てば幸いに思います。

北見税務署長 和田 吉雄

「国税庁ホームページ」

「税の学習コーナー」の紹介！



国税庁ホームページ www.nta.go.jp

国税庁 で 検索 クリック

「税の学習コーナー」では、租税の意義や役割を分かりやすく伝えるための**租税教育用教材**を掲載しています。「クイズ」や「ビデオ」もあります。ぜひ一度、ご覧ください！

「租税教育に関するアンケート」にご協力ください！

税務署では、2月24日、北見税務署管内の小・中学校に「租税教育に関するアンケート」を送りました。

この中で、社会科学習資料「わたしたちのくらしと税(小学生用)」や「わたしたちの生活と税(中学生用)」についての先生方のご意見と「**租税教室**」の講師派遣希望を伺っております。

ご協力をお願いします！

『税に関する資料がほしい』

『「くらしを支える税」でこんな話を取り上げてほしい』など、皆様のご意見・ご要望をお待ちしています。

【お問い合わせ先】

北見税務署 税務広報聴取官 栗田 浩

北見市青葉町3番1号 Tel. 0157-23-9160【直通】

学級担任の先生・社会科の先生に『税』の話題を提供！

税のネタ帳 ～税金の種類と分類～

税金は「どこに納めるか」によって分類することができます。

国に納める税金を「国税」、道や市町村に納める税金を「地方税」と分類することができます。

また、税金の「納め方の違い」によっても分類することができ、「所得税」「法人税」のように「税金を負担する人」と「税金を納める人」が「同じ」税金を「直接税」、「消費税」のように「税金を負担する人(消費者)」と「税金を納める人(事業者)」が「違う」税金を「間接税」に分類することができます。

Q それでは、現在日本には「国税」と「地方税」を合わせて、何種類の税金があるでしょうか。

A 約 50 種類です。

○ 現在の主な「国税・地方税」一覧

		直接税	間接税
地 方 税	国 税	所得税 法人税 相続税 贈与税	消費税 たばこ税 たばこ特別税 酒税 印紙税 関税 登録免許税 揮発油税・地方道路税 石油ガス税 自動車重量税 <u>とん税</u> 特別とん税
	道 税	道民税(個人・法人) 事業税(個人・法人) 自動車取得税 自動車税 不動産取得税	地方消費税 道たばこ税 ゴルフ場利用税 軽油引取税
	市 町 村 税	市町村民税(個人・法人) 固定資産税 都市計画税 軽自動車税 事業所税 特別土地保有税	市町村たばこ税 入湯税

※ 皆さんがよく知っている消費税(5%)も、厳密には、国税である「消費税(4%)」と地方税である「地方消費税(1%)」を合わせて、一般的に「消費税(5%)」と言っています。(1%の地方消費税は北海道に入ります。)

租税教室Q&A ～とん税～

Q 「とん税」、「特別とん税」って何ですか？

A 「とん税」と「特別とん税」は、開港(貿易を許された港)に入港した外国貿易に従事する船舶に対して、その船舶の純トン数に対してかかる税金で、港湾施設の利用その他一般的な便宜を受けることに対する応益負担的な税です。

税率は、とん税が1t当たり16円、特別とん税が1t当たり20円です。

租税教室Q&Aでは、租税教室であった児童・生徒の疑問・質問を紹介します。

租税教室Q&A ～税金は何歳から？～

Q 税金は何歳から払うのですか？

A 日本国憲法 30 条では、「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ」と定められています。「納税の義務」は、「勤労の義務」「教育を受けさせる義務」とともに、国民の三大義務の一つです。

「大人は」ではなく「国民は」となっており、未成年でも税は免除されません。買い物に行けば、子供でも消費税を払いますし、子役のタレントでたくさんお金を稼げば、所得税を納めます。

また、たくさん財産を相続すれば、赤ちゃんでも相続税を納めます。